

## 鳥取中部ふるさと広域連合告示第8号

鳥取中部ふるさと広域連合公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成24年連合条例第4号）第3条の規定により、鳥取中部ふるさと斎場の指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募するため、次のとおり告示する。

令和2年7月29日

鳥取中部ふるさと広域連合  
広域連合長 石田 耕太郎

### 1 指定管理者に管理を行わせる施設の概要

#### (1) 施設の名称

鳥取中部ふるさと斎場

#### (2) 施設の所在地

鳥取県倉吉市円谷町字猪畑谷 346 番 1

#### (3) 施設の概要

次に掲げるほか、詳細は別紙鳥取中部ふるさと斎場指定管理業務要求水準書（以下「要求水準書」という。）及び施設図面のとおり。

ア 供用開始 平成25年4月

イ 敷地面積 13,746.75 m<sup>2</sup>

ウ 延床面積 1,851.91 m<sup>2</sup>

エ 炉 数 火葬炉4基、動物炉1基

オ 主要施設 玄関ホール、告別室2、炉前ホール2、炉室、監視室、収骨室2、事務室、待合室（和室2、洋室2）、待合ホール、軽食コーナー、多目的室、授乳・更衣室、庭園、霊灰棟、駐車場

#### (4) 施設の経営状況及び利用状況

別紙決算状況及び施設利用状況のとおり。

### 2 指定管理期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

### 3 指定管理者が行う業務の概要

#### (1) 業務名

鳥取中部ふるさと斎場指定管理業務（以下「指定管理業務」という。）

#### (2) 業務内容及び管理基準

要求水準書のとおり。

#### (3) 指定管理経費等

指定管理経費及び経費の精算については要求水準書のとおり。なお、鳥取中部ふるさと斎場（以下「斎場」という。）使用料（利用料金）は鳥取中部ふるさと広域連合（以下「広域連合」という。）の収入とし、使用料の金額は広域連合が定める。

### 4 応募手続等

#### (1) 募集方式

公募型プロポーザル方式による。

(2) 応募（参加）要件等

応募者の構成及び参加要件については別紙指定管理業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）のとおり。

(3) 応募手続等

応募手続、提出書類、書類提出先、提出期限等については実施要領のとおり。

(4) 施設見学会

施設見学会の実施を予定している。詳細は実施要領のとおり。

5 指定管理候補者の選定

(1) 参加資格の審査

実施要領に基づき提出された参加資格確認申請書類の審査は広域連合契約事務に係る審査委員会において行い、審査の結果、参加資格を認められた応募者には鳥取中部ふるさと広域連合長（以下「広域連合長」という。）が提案書の提出要請を行う。詳細は実施要領のとおり。

(2) 優秀提案者の選定

要請に応じ提出された提案書について、別紙指定管理業務優秀提案者選定基準（以下「選定基準」という。）に従い、広域連合指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が評価・審査（プレゼンテーション及びヒアリングを含む。）を行い、優秀提案者を選定する。詳細は実施要領のとおり。

(3) 指定管理候補者の選定

選定委員会の審議を受け、広域連合長が指定管理候補者を選定する。詳細は実施要領のとおり。

6 協定の締結

指定管理候補者とは、後日、提案書、要求水準書等の内容に沿って業務内容等の協議を行い、仮協定手続を行う。その後指定管理者の指定について広域連合議会の議決があった日をもって、本協定を締結するものとし、仮協定書をもって本協定の協定書とする。

なお、上記協定書は指定管理期間を通じた包括的な施設の管理・運営に関する基本的事項を規定する基本協定書であり、指定管理者とは、年度毎の指定管理料等について記載する年度協定書を別に締結するものとする。

また、指定管理候補者との仮協定手続が不調となった場合には、5（2）の手続きにおける次順位の応募者を指定管理候補者を選定し、同手続を行う。

7 指定管理者の指定

指定管理候補者は、広域連合議会の議決後に広域連合長が指定することにより指定管理者として確定する。なお、要求水準書に規定する事由その他業務を継続することが適当でない認められるときは、指定管理期間中であっても指定を取り消す場合がある。

8 質問の受付及び回答

本告示（要求水準書、実施要領、選定基準を含む。）に関する質問の受付及び回答については実施要領のとおり。

9 担当部署

鳥取中部ふるさと広域連合 環境福祉課

〒689-2111 鳥取県東伯郡北栄町土下 112 番地

電話：0858-36-1022 FAX：0858-36-1016

電子メール：[kankyau@tottori-chubu.jp](mailto:kankyau@tottori-chubu.jp)